

2020年改正省エネ基準義務化 に向けての研修会の報告

(社)大分県建築士会日田支部 広報部長 秋 和夫

平成 28 年 06 月 18 日午後 1 時 30 分より、日田市総合体育館の 2 階図書室兼視聴覚室に於いて、改正省エネ法の研修会が開催されました。鈴木支部長の開会挨拶のあと、羽野調査研究部長から講師の紹介がありました。



(開会挨拶をする鈴木支部長)



(司会をする羽野調査研究部長)



(講演をする上島氏)

講師には、ジャパン建材営業推進課長の上島明哉(うへじまあきや)氏を迎え、30 数名の参加者が熱心に受講致しました。講師の上島氏は、一級建築士で、さらに CASBEE 戸建評価員・省エネ建築診断士の資格を有しており、講義にパワーポイントを駆使しながら、とても丁寧な説明を行っていました。

3 年前に省エネ基準の見直しがあり、平成 28 年 3 月末で現行の省エネ法(平成 25 年判断基準)は廃止され、4 月 1 日より建築物省エネ法に基づくエネルギー消費性能基準が運用されます。それに伴う、減税措置や補助金の説明と、請負工事の消費税率改正の経過措置スケジュールもあり、わずか 3 時間余りでしたが、内容の濃い研修会でした。



(講演会場の様子)

平成 32 年(2020 年)からは、91 坪以下の小規模の住宅に於いても、基準適合義務化になりますので、ほぼ全ての建物について対応することになります。この先は、いくつかの見直しを行いながら運用されていくこととなりますので、今後もしっかり勉強していきたいと思っております。